

回覧

農業委員会だより

令和5年6月1日発行
指宿市農業委員会

今こそ農業委員会に女性の力を！

豊かな農村を守り、地域農業を元気にしていくためには、女性の力が必要です。農業や地域活動に熱心に取り組まれています女性の皆様、ぜひ農業委員になってみませんか？

農業委員会の業務は？

農地法に基づく許可など

- ・農地の売買や賃借の許認可
- ・農地転用に関する事務
- ・遊休農地の現地調査・指導

農地利用の最適化の業務

- ・担い手への農地の集積・集約
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・新規就農・新規参入の促進

担い手対策・情報の提供

- ・農業者年金の加入推進
- ・農業簿記や青色申告の普及
- ・全国農業新聞・全国農業図書の普及

募集のスケジュール

- 令和6年2～3月頃 農業委員募集の掲載
(市広報紙、農業委員会だより、市ホームページ)
- 令和6年3月頃 募集に関する推薦・応募受付
- 任期(次期)

令和6年7月20日～令和9年7月19日(3年間)

農業委員・推進員になるには？

- まずは募集期間中に、以下のいずれかの方法で申請書を提出していただきます。
- ①本人自ら応募(自薦)
 - ②農業関係者や居住地区団体の推薦

農業委員会への女性登用の推進について

「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、農業の発展、農村へ人材を呼び込むためには、女性が働きやすく暮らしやすい農村にすることが重要であり、地域をリードする女性農業者を育成し、農村に関する方針政策への女性の参画を推進するためとして、農業委員に占める女性の割合に関する目標が、以下のとおり定められています。

【第5次計画における成果目標(一部抜粋)】

- ・農業委員会において女性の委員が登用されていない組織数を令和7年度までにゼロにする。
- ・農業委員に占める女性の割合を早期に20%とし、更に令和7年度までに30%を目指す。

農業者年金受給者のみなさんへ

◆現況届の提出について◆

- ・現況届は、農業者年金受給者の方が年金を受給する資格があるか否かについて、毎年6月に確認するものです。
- ・経営移譲年金又は特例付加年金の受給者の方は、現況届の「支給停止事由等に該当していないことの自己チェック」欄も必ずご記入ください。

【提出期限】：令和5年6月30日（金）

【提出先】：指宿市農業委員会事務局（いぶすき農業支援センター）

指宿庁舎 総合案内、山川支所 地域振興課、開聞支所 地域振興課

※上記のいずれかへ提出してください。代理人による提出で構いません。



◆住所変更等のお手続きはお早めに◆

- ・引越しなどにより住所が変わった場合や年金を受け取る金融機関を変更する場合は、届出が必要です。農業委員会又はJAにご相談ください。

『全国農業新聞』を購読しませんか？

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊新聞です。

農政の動きや暮らしにも役立つ情報が満載です。

ご家族で楽しめる記事も充実しています。

ぜひご購読ください！

■ 発行日 週刊 月4回(金曜日)

■ 購読料 月額700円、年額8,400円(税込)

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。



農用地あつせん情報 令和5年4月25日委員会承認

所 在	地 目		面積 (m ²)	希望内容
	登記	現況		
西方字濱平	畠	畠	1,112	売渡
開聞十町字行司島	畠	畠	304	売渡
開聞十町字下原	畠	畠	786	売渡

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係721 振興係723 地域計画係724